

第 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、広島県知事（以下「実施機関」という。）は、個人の氏名、印影、住所及び賃貸借契約の内容及び契約に至る個人的事情を除き、開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 1 月 25 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「平成 19 年 1 月から 12 月までの間の広島県（宅建業グループ）と株式会社〇〇〇〇とのやりとりの一切の記録」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、平成 19 年 2 月 7 日付けで株式会社〇〇〇〇〇から提出された「平成 18 年 12 月 15 日付けの〇〇〇〇氏の「告発書」に対する回答」（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、本件対象文書中に条例第 10 条第 2 号（個人情報）、条例第 10 条第 3 号（事業活動情報）及び条例第 10 条第 6 号（行政執行情報）に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 2 月 5 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 20 年 2 月 8 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 決定では、個人の権利利益を害する又は当該事業者の事業運営に支障をきたすというが、それでは、いかなる請求も不開示となってしまう。
- (2) 本書はそもそも申立人に係わる質問が前提であり、それを隠ぺいするのは、越権行為である。
- (3) このように情報を隠すのは、〇〇〇〇〇と県の宅建業グループが馴れ合い、妥協しているためだと言わざるを得ない。
- (4) 〇〇〇〇〇が違法行為をしていないというのであれば、なぜ、非公開にするのか分からない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の理由説明書によると、不開示とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

- 1 申立人から請求された平成19年1月から12月の間における、広島県と〇〇〇〇〇とのやり取りの記録は、本件対象文書以外には存在しない。
- 2 本件対象文書には、個人の氏名や賃貸借契約の内容等、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報が含まれるため、条例第10条第2号に該当すると判断した。
- 3 本件対象文書の内容には、個人の苦情に対する業者の評価など、主観的要素の強い内容が含まれ、外部に開示された際には、一般人に誤解や先入観を与えおそれがある情報が記載されている。
よって、法人と法人の顧客との紛争内容等、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の正当な利益を害するおそれがある情報が含まれるとして、条例第10条第3号に該当するとの判断を行った。
- 4 本件対象文書の基本的な内容は、私人間の契約に関する紛争であり、担当部署が所轄する宅地建物取引業法（以下「法」という。）が規制する内容とは無関係のものである。

また、本件対象文書は、行政庁の任意の照会に対し、株式会社〇〇〇〇〇が周辺の事情も含め、書面で回答を行ってきたものであり、法令の根拠に基づくものではない。かつ、法に関する違反事項も見当たらなかった。

したがって、仮に本件対象文書が開示されることとなれば、当該事業者による任意の情報提供が受けられなくなり、本件相談事案に係る正確な事実関係の把握が、今後は困難になるおそれがある。このことから、当機関の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第10条第6号に該当すると判断した。

以上の理由から、条例第10条第2号、条例第10条第3号及び条例第10条第6号により、行政文書不開示決定（全部不開示）を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人から平成18年12月15日付けで広島県建築指導室（当時）宛てに提出された告発書の内容に関する事実確認の際に、告発された当事者である株式会社〇〇〇〇〇から任意で提出された回答書である。

告発書の基本的な内容は、私人間の契約に関する紛争である。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条第2号（個人情報）該当性について

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

実施機関が、同号に該当するとして不開示とした情報は、異議申立人の氏名、前住居の住所、賃貸借契約の内容及び契約に至る個人的事情並びに宅地

建物取引専任主任者の印影であると認められる。

これらの情報のうち、異議申立人の氏名については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、前住居の住所、賃貸借契約の内容及び契約に至る個人的事情並びに宅地建物取引専任主任者の印影は、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(2) 条例第 10 条第 3 号（事業執行情報）該当性について

条例第 10 条第 3 号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

実施機関が同号に該当するとして、本件対象文書を全部不開示にした理由として、本件対象文書の内容には、個人の苦情に対する業者の評価など、主観的要素の強い内容が含まれ、外部に開示された際に、一般人に誤解や先入観を与え、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする。

しかし、当審査会で本件対象文書を見分したところ、異議申立人から提出された告発書の各項目に対し、株式会社〇〇〇〇〇が対応した内容が報告形式で記載されており、実施機関が主張するようなおそれのある記述は見受けられない。

また、一般に企業が事業活動を行えば、その内容の真偽は別として、なんらかの苦情はあり得るものであり、単に苦情が寄せられたことだけで、直ちに当該事業者が法令等に違反したものとみなされるものでないことも明らかである。

したがって、同号による不開示決定は妥当とは言えない。

(3) 条例第 10 条第 6 号（行政執行情報）該当性について

条例第 10 条第 6 号は、公にすることにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行うが行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

なお、おそれの程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

実施機関が同号に該当するとして、本件対象文書を全部不開示にした理由として、本件対象文書は、株式会社〇〇〇〇〇から任意で回答されたものであり、本件対象文書が開示されることとなれば、当該事業者による任意の情報提供が受けられなくなり、本件相談事案に係る正確な事実関係の把握が今後は困難になるおそれがあり、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとする。

しかし、本件対象文書の記載内容は、あくまで〇〇〇仲介業者と顧客との一般的なやりとりであり、このことを公にしたからといって、実施機関が主張するようなおそれがあるとはまでは認められない。

したがって、同号による不開示決定は妥当とは言えない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 2. 22	・ 諮問を受けた。
20. 2. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 4. 30	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 5. 1	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 26 (平成 22 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 23 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 27 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
野 崎 亜 紀 子	広島市立大学准教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授